

## 静岡産業大学外国人留学生授業料等減免規程

### (目 的)

第1条 この規程は、「静岡産業大学外国人留学生規程」第2条（定義）の規定に定める外国人留学生（以下「留学生」という。）に対して、授業料等の減免を行い、修学に必要な経済的援助を行うことを目的とする。

### (申請資格)

第2条 この規程により授業料等の減免を申請することができる者は、正規に在籍し、経済的理由により授業料等の納付が困難であると認められる私費留学生とする。

### (減 免)

第3条 留学生に対する減免は、次のとおりとする。

(1) 入学金10万円

(2) 授業料の15%

2 前項第2号については前期及び後期のそれぞれから減免する。また、「静岡産業大学卒業延期制度に関する規程」（以下「卒業延期に関する規程」という。）による卒業延期（以下「卒業延期」という。）を志願する場合もその対象とする。

### (申請による減免)

第4条 授業料等の減免を受けようとする者は、1年ごとに申請しなければならない。

### (申請手続)

第5条 授業料等の減免を申請する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 授業料等減免申請書（別紙様式）

(2) その他必要とされる書類

2 前項による書類の提出期限は、新入学生については5月31日、在在学生については11月30日までとする。ただし、後学期より入学する学生については、入学年度の11月30日までとし、翌年度からは通常の在在学生と同様11月30日までとする。

3 卒業延期を志願する場合の書類の提出期限は、卒業延期に関する規程の定める所定の期日までとする。

### (審 査)

第6条 申請による減免対象者は、本学が定めた審査基準に基づき当該学部教授会で審査した後、学長が決定する。この審査基準については、別に定める。

(減免の取り消し)

第7条 減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免の取り消しを、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。ただし、第1号に掲げた者が復学した場合はこの限りではない。

- (1) 休学したとき
- (2) 懲戒処分を受けたとき
- (3) 留年したとき（2年次留年を含む）
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき

2 前項第3号の留年した者に配慮すべき特別な事由がある場合は、減免の可否を当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(庶務)

第8条 授業料等減免に関する庶務は、当該学部大学事務局国際課が行う。

(改正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 静岡産業大学外国人留学生規程（平成5年12月21日施行）第8条（学費）ただし書きを次のように改める。

ただし、授業料については、別に定める「静岡産業大学外国人留学生授業料減免規程」の定めるところにより、減免するものとする。

附 則（平成10年3月16日改正）

この規則（静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月23日改正）

この規程の改正は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月15日改正）

この規程の改正は、平成18年4月1日から施行し、平成19年度以降に入学する者から適用する。

附 則（平成18年5月24日改正）

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年 5月23日改正）

- 1 この規程の改正は、平成19年 4月 1日から適用する。
- 2 第3条（審査）の規定については、平成20年度以降に入学する者から適用し、平成19年度以前に入学した者については、これを適用しない。

附 則（平成21年 5月27日改正）

この規程の改正は、平成21年 5月27日から施行し、平成22年度以降に入学する者から適用する。ただし、平成22年度以降に編入学、転入学及び再入学をする者については、当該者の入学する年次の在学生の例による。

附 則（平成23年10月26日改正）

- 1 この規程の改正は、平成23年 4月 1日から適用する。
- 2 第6条（審査）の規定については、平成20年度以降に入学する者から適用し、平成19年度以前に入学した者については、これを適用しない。
- 3 平成23年度の審査については、第5条（申請手続）の規定にかかわらず、11月30日を申請書類の提出期限として当該年度前後期分の授業料等の減免審査を行い、減免対象者を決定する。

附 則

この規程の改正は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年 4月 1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成29年 4月 1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年 4月 1日から施行する。